



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成18年5月10日

行政書士を取り巻く環境の変化

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

行政書士を取り巻く環境は大きく変貌をとげつつあります。その概要について以下に述べてみることにします。

■日行連の変質

日行連では今総会に、閣議決定された「特別の法律により設置される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づき、役員の内在年齢をおおむね65才とした定年制に関する会則改正案を提出する。この会則は単位会の会長には適用されないが、単位会が65才以上の会長を選任した場合、当該会長は原則、日行連の理事となることが出来ない。当該単位会は会長以外の理事を日行連に送り出さねばならない。これまでも単位会によっては、会長は単位会運営に専念するとして代わりの者を理事としている事例はある。しかし、これは単位会の都合によるものであり、今後は会則となることで自動的に適用されることとなる。今後単位会の会長選挙に少なからず影響があることは否めないだろう。日行連の組織運営は行政書士法のみならず他の法律の改正等により変質しているが、次の機会に述べる。

■行政書士の変質

法改正により行政書士の属性と事務所の形態が多様化している。これまでは会員と言えば行政書士を指したが、事務所の法人化に伴い構成会員は行政書士と行政書士法人になった。

属性からみた行政書士とその事務所はどのように変化したか。まず事務所の形態は、

- ①個人事業者である行政書士事務所
- ②行政書士を雇用している個人事務所
- ③複数の行政書士が設立した行政書士法人の主たる事務所と従たる事務所
- ④他府県の行政書士会に主たる事務所を登録した法人の従たる事務所としての行政書士法人事務所
- ⑤自動車団体等に併置された行政書士事務所

である。次に行政書士は他の行政書士事務所へ勤務出来ることになり、行政書士の属性は八つに分類される。

- ①行政書士を雇用している雇用主である個人の行政書士
- ②個人事業の行政書士事務所に雇用された行政書士
- ③法人の代表社員となる行政書士
- ④法人の支店の社員となる行政書士
- ⑤法人の支店の代表社員となる行政書士(社労士業務取扱等特定業務有資格者)
- ⑥法人の社員となる行政書士
- ⑦法人に雇用されて使用人となる勤務行政書士

⑧行政書士事務所から他の事務所へ派遣された行政書士(関係法の法改正後)、が存在することになる。

■行政書士会のありかた

このように行政書士の属性の変化に伴い行政書士会の運営も変革を余儀なくされた。行政書士会の会員と言えば行政書士に限られていたが、会員は行政書士と行政書士法人により構成される。この属性によって会員の要求や損害賠償責任、会員としての権利・義務の行使等が異なってくる。

行政書士法人は個人会員とは異なる要求を会の運営に求めてくる。いまや会の運営にあたる役員は、公益法人の運営に加えて、企業の経営者感覚、勤務行政書士の労働環境への配慮が求められており、各分野での研究と対策が必要となっている。さらに評価という観点からは、複数の単位会にまたがる事務所を有する行政書士法人は、各県行政書士会の運営の違いを比較して、ランク付けを発表できる時代を迎えている。法人会員の全国組織もやがて出現するであろう。滋賀会としてはより優れた会員サービス、市民サービスの優位性を競い合う時代の到来に備え、今年の総会において組織改革等を提案する。なお行政書士会の組織図、会員の分類図等は本会ホームページを参照されたい。

■行政書士に対する社会的関心の変化

法改正により会員の違法行為は、国民から知事への懲戒請求、それを根拠とした知事からの調査指示とそれに対する回答義務を会長が果たすために、会員は綱紀委員会等への調査受認という二つの監視体制下に置かれることになった。会長が会員の処分を行った場合は日行連に報告され、その処分情報は機関誌の「日本行政」またはインターネット上で公開されている。その他会員名簿も公表され国民の利便性の向上を図っている。このように国民の行政書士に対する関心が強まっているため、日行連では、会員の遵法精神、倫理感の確立を期すため「行政書士倫理」を制定して会員を指導している。

次に、電子政府の推進に伴い税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士等の資格者を総務省がICT推進員として任命し活用している。また公的個人認証法の一部改正(今国会提出)により、資格者認証局を使用する資格者に対して、電子証明書の失効情報を提供することとしている。既に公証人に対する電子定款の電子認証(四万円が不要となる)に関して行政書士用電子証明書の使用が認められた。さらにオンライン手続きにおいて税理士、司法書士、社会保険労務士の代理人としての活用が唱えられている。行政書士が漏れていることに関して日行連の今後の対応に期待したい。